

外 発 第 6 7 号  
交 企 発 第 4 1 号  
交 指 発 第 4 1 号  
昭和 6 1 年 2 月 7 日  
(一部改正) 務 第 1 6 8 号  
平成 2 2 年 3 月 1 1 日

各警察署(隊)長 殿

岐阜県警察本部長

移植用腎臓等の緊急搬送車両の警ら用務線自動車等による先導依頼に対する措置について

腎臓等移植用臓器及びその要員、資器材の緊急搬送に使用する車両については、関係機関からの要請により、道路交通法施行令第 1 3 条に定める緊急自動車として指定できるよう警察庁交通局交通企画課において同条の改正を検討中であるが、関係機関から先導依頼の要請があった場合は、下記の要領で措置するよう警察庁関係課長(地域課長、交通企画課長)から連絡があったので、適切な措置に努めるよう配意されたい。

#### 記

#### 1 緊急性等総合的に判断して実施すること

本件については、従来からも関係機関から要請があった場合は、警ら用無線自動車等による先導を実施してきたところであるが、今後においても、法令改正等関係機関による緊急搬送体制が整備されるまでの間、先導の要請がなされた場合、その

緊急性(緊急の要件であるか)

公共性(個人の利益のためでなく、公共の利益のためになるのか)

公平性(国民感情から見て、不公正にならないか)

妥当性(国民からみて、妥当として容認されるか)

等を総合的に判断して、できる限りの協力を努めること。

#### 2 組織的に対応すること

(1) 警ら用無線自動車は事件、事故等の処理中のため、先導に従事できない場合が多いことから、警ら用無線自動車のみに限らず交通取締り用車両等の活用等組織的な対応に配慮すること。

(2) 所属相互間の緊密な連携と本部通信指令課への報告

先導が県内の他管轄に及ぶときは、所属相互間において緊密な連携を図るとともに、本部通信課長に報告すること。(緊急自動車としての運行に限らない。)

また、先導が他県に及ぶ場合は、本部通信指令課通信指令官が連絡通報等(県境引継等)の措置をとるので、前記に準じて報告すること。

#### 3 交通事故等の防止に関する指導

先導に従事する勤務員については、交通事故等の防止について具体的、かつ、適切な指導教養に努め、この種事故の絶無を期すること。

附 則(平成 2 2 年 3 月 1 1 日付け務第 1 6 8 号)

この通達は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。